

平成26年12月
中札内村議会定例会会議録

平成26年12月12日（金曜日）

◎出席議員（7名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	5番	黒田和弘君
6番	男澤秋子君	7番	北嶋信昭君
8番	高橋和雄君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育委員長	杉江茂君
農業委員会会長	道見文夫君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	上松丈夫君	教育次長	高桑浩君
-----	-------	------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	長澤則明君	書記	林真悠君
--------	-------	----	------

◎議事日程

- | | | |
|------|------------------|---|
| 日程第1 | 意見書案第12号 | 「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書 |
| 日程第2 | 請願第6号
(委員会報告) | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願 |
| 日程第3 | 請願第7号
(委員会報告) | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める要請書 |
| 日程第4 | 意見書案第13号 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 |
| 日程第5 | 意見書案第14号 | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書 |
| 日程第6 | | 一般質問 |

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数には達しておりますので、ただいまから平成26年12月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きたいと思えます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

なお、今日、上札内小学校の生徒が傍聴に来るということになっているようでございます。

◎日程第1 意見書案第12号 「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書

○議長（高橋和雄君） 日程第1、意見書案第12号、「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思えます。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

意見書案第12号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第12号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第12号、「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第2 請願第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
◎日程第3 陳情第7号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める要請書

○議長（高橋和雄君） この際、日程第2、請願第6号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願、日程第3、陳情第7号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める要請書の2件を一括して議題にいたします。

この請願は、総務常任委員会に付託した事件です。

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

男澤総務常任委員長。

（男澤秋子総務常任委員会委員長登壇）

○総務常任委員会委員長（男澤秋子君） 総務常任委員会審査報告。

平成26年12月4日開催の定例会において、付託された事件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。

請願第6号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願。

陳情第7号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める要請書。

2、経過。

審査は12月4日、全委員の出席を得て審議した。

3、結果。

本請願、陳情の内容・趣旨は十分理解できるものであり。

4、決定。

請願第6号、陳情第7号は採択とする。

○議長（高橋和雄君） 委員長の報告が終わりました。

これから2件を一括して委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第6号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第6号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第6号は委員長報告のとおり採択されました。

陳情第7号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第7号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める要請書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択されました。

お諮りをいたします。

男澤議員から意見書案第13号、意見書案第14号の2件が追加提案されました。

この際、これを日程に追加し、順序の変更をしてただちに議題にしたいと思いを。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号、意見書案第14号の2件を日程に追加し、順序の変更をして議題にすることは決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長(高橋和雄君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 意見書案第13号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書

◎日程第5 意見書案第14号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

○議長(高橋和雄君) この際、追加日程第4、意見書案第13号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書、追加日程第5、意見書案第14号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の2件を一括して議題にいたします。

お諮りをいたします。

この意見書案第13号、意見書案第14号の2件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いを。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号、意見書案第14号の2件については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

意見書案2件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第13号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第13号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

意見書案第14号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第14号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 一般質問

○議長(高橋和雄君) 追加日程第6、一般質問を行います。

質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解をお願いをいたします。

順次、質問を許します。

通告順により、最初に2番佐藤議員、お願いをいたします。

○2番(佐藤耕平君) それでは、福祉避難所の設置状況について、質問させていただきます。

近年、大地震や台風、水害や土砂災害などの自然災害が頻繁に発生しています。

災害時に避難を要する際の課題の一つに、高齢者や要介護者、障がい者などの社会的弱者への対応や支援を行うことの重要性があります。

1995年の阪神大震災、2011年3月の東日本大震災などの大災害を受け、高齢者や要介護者、障がい者などの方々が確実に避難をし、避難先でも不自由なく安心して過ごせるための福祉避難所の設置が求められています。

そこで、本村の福祉避難所の設置状況、避難先での要介護者や障がい者のための設備の状況、避難の際の支援体制、施設等との連携態勢が現在どのようになっているのか。

今後、どのような取組みが実施、検討されているのか伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 福祉避難所の設置状況についてであります。村では老人保健福祉センターと特別養護老人ホーム中札内恵津美ハイツを福祉避難所として指定しています。

保健センターの設備状況ですが、簡易スロープや障害者・高齢者用トイレを設置するなど、バリアフリー対策を講じており、テレビ・ラジオ等の情報関連機器も整備しております。

一方、車いす以外のベッドやポータブルトイレなど介護用品、衛生用品については配備しておりませんので、防災物資の備蓄も必要と考えております。

避難の際の支援体制についてですが、災害が発生した時又は災害の恐れがある時に、まず身の安全を確保して、近くの避難所に避難することが重要です。

その後、高齢者、障がい者等一般的な避難所では生活に支障がある方たちは、保健センターあるいは恵津美ハイツに移動し、保護を受けることになります。

その間、移動支援や安否確認など、家族や近隣の方々や行政の支援を受けることになりますので、日頃よりいろいろな災害を想定して、家族などで相談しておくことが重要です。

施設との連携体制についてですが、特別養護老人ホーム恵津美ハイツは、基本的に介護を必要とする方を対象としますが、災害時に協議して受け入れ可能な場合協力いただけることになっています。

今後、どのような取組みが実施、検討されているかとのことですが、現在、災害時要介護者登録名簿を作成中ですので、名簿に基づいて援護者カードを策定し、万が一の際に適切な支援が受けられるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、再質問させていただきます。

すでに取り組まれていることであつたり、不十分なところも今後取組んでいく、検討しているところだという答弁だったので、全体として前向きな答弁であつたなと思います。

その点に関しては良かったなと思いますので、その上で、改めて具体的に幾つか再質問していきたいと思つています。

まず最初の福祉避難所のそのものの設置状況ということで、保健福祉センターと恵津美ハイツが今現在指定されているということなのですが、名簿自体もまだ作成中との答弁もありましたけれども、今の段階でその要援護者として村が捉えている人数、わかればその人数と、この二つの福祉避難所でスペース的なことだとかも含めて、その要援護者として把握している人たちの受入体制、その辺は十分な状況になっているのか。

その辺、まずお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、ご質問の、まず総体的な援護者の人数ということ

になります。

具体的には、まだこの方たちをというようなところまで絞り切れてはおりません。

といいますのは、当初、災害援護者の支援者のリストといいますものは、今つくっておられますのは65歳以上の独居の方。それから、65歳以上世帯の方。それと、障がい者の方。そして、妊婦その他の方という形で、その方を全部足しますと830ぐらいの数になってございます。

その中から、具体的に心配のある方というのを絞り込みまして、具体的にその方たちと今後お会いして、支援が必要か必要でないかという判断をさせていただいて、援護者カードが実際できるという形になります。

おそらく今の段階で、私ども思っておりますのは、大体100名以内の方になるのではないかなと思っております。

それらを収容する施設として、保健センターと恵津美ハイツさんでその100名近い方を収容可能かなというところでございますが、私どもの保健センターの方で現在収容予定しておりますのが62名。そして、恵津美さんの方で20名近く可能ではないだろうかという形をしておりますので、実際なったときには、当面は福祉避難所というような形で受け入れる場合のときには、まずは大丈夫ではないだろうかと思っております。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） わかりました。

具体的には今後ということなのですが、おおよそでも100名以内ということですが、100名程度になる可能性もあるという中で、二つ合わせて80名ほどということなのですが、今後の検討の中で、80名上回るか否かというのもまた、それでも変わってくると思うのですが、100名想定している中で80名ということは、ちょっとまだ不十分だなというところもあると思うのですが、そういった場合の新たな場所の確保であったり、例えば、一般避難所にそういうスペースを設けるようなことも考えているのか。

その辺についてもお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 私ども、その100名近い、今現在80名というような受け入れを考えた根拠につきましては、保健センターには和室が、畳の部屋が1階と2階にございます。そこのところで大体62名というのを想定してございますので。

まだ運動指導室といって、和室と同じ広さの施設がございますので、そういうところで対応できるのではないかなと思っておりますし、恵津美ハイツさんの場合でも、ベッド等ではないですが、例えば、デイサービスセンターだとかという施設のところを活用すれば、そういう100名を超えるような体制でも受け入れは可能ではないだろうかとは思っております。

現在は、できるだけ安心して過ごせるような畳だとかというところを想定しての数でございます。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） わかりました。

スペースに関しては、まずは問題ないという捉え方だと思います。

何としてもやっぱり災害に合った際、確保されるよう今後も取組んでいただきた

いなと思います。

次に、防災物資の備蓄に関してですけれども、介護用品、衛生用品については、まだ備蓄がされていないということ。

備蓄も必要ということで、今後、備蓄もされていくのでしょうか、これはもちろん、まずは福祉避難所に指定されているところへの備蓄だと思うのですが、災害の際には、すぐに保健センターと恵津美ハイツに行ける方はいいのですが、まずは自分の近所の避難所にとりあえず避難する。

その後もすぐ、その福祉避難所の方にも移動できればいいのですが、移動できなかった場合は、一定期間、一般の避難所でも生活せざるを得なくなるかもしれないと思いますので、そういった場合のことも考えると、一般の避難所にも介護用品等の備蓄も必要かなと思うのですが、その辺の今の状況をお聞かせください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 防災関係の備蓄の関係ですので、私の方からご説明申し上げます。

備蓄の方ですけれども、備蓄倉庫ができてから徐々に、段階的に消耗品、備品等を整備しております。その中で、介護用品、衛生用品ですけれども、今年度の予算においても少しずつ揃えてきています。数はまだまだこれで十分だということはないのですが、大人用おむつですとか、災害用トイレ等を用意しています。

これにつきましては、今現在、村の防災倉庫に備蓄しておりまして、災害があった場合、必要な施設に早期に届けるような形を取ってございます。

まだ各福祉避難所の方に備蓄している状況ではございません。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） わかりました。

現在も拡充中ということなのですが、それで実際災害に遭った際、そこから各避難所に配るといった答弁だったので、それがすぐ、災害に遭ってすぐできれば、もちろんそれに越したことはないのですが、その可能性がないということもやっぱり、すぐに運べないという状況に陥ることももちろん考えられますので、ほかの避難所にも一定程度の備蓄、防災倉庫の中だけに止めておかないで、そういう本当に緊急にすぐ必要なものに関しては、ほかの避難所なんかにも一定程度は置いておいてもいいのかなと思うのですが、その辺について伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） どの辺まで準備するのかわかるのは、福祉の関係ばかりでなくて一般的な食糧も含めて答弁何度かさせていただいているのですが、今のお話がわからないわけではないのですが、やはり集中して持って、どうにかそこへ、そんなに遠いところではないというこういう判断もありますので、場合によっては車でなくても、背負っていけるようなそんなことも含めて考えるべきかなというふうに思っていました。

意見としてわからないわけではないのですが、では、その場所にどれぐらい備蓄をすべきかというのはまた次の課題ともなるものですから、その辺については、全体的にまだ充足率が低い状況なものですから、ご意見のようなことも踏まえて、分散すべきかどうか今後のちょっと課題として、どこまでどういうふうにやるかというのはちょっと検討をさせていただく時間が必要かなと、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） ぜひ前向きに今後も検討していただきたいと思います。

次に、避難の際の支援体制に移ります。

答弁でもありますが、まずはそれぞれがその災害に遭った際には、まず自らの命、体の確保ももちろん重要です。

その後いろいろな、近所であったり、行政区内、そして、行政そのものの支援というふうになっていくと思うのですが、その場合に災害をまず逃れた。その後、避難所に実際に避難していく際に、本当に1人で、要援護者の中には1人でも避難できる人ももちろんいると思うのですが、なかなかできない人もいます。そういった場合、行政のその支援はいずれ来るというのはわかっている、いつどの段階で来るのか。

それがわかれないとやはり不安だと思うのですが、その辺の情報共有、あなたのところにはこの人が来ますと。何人来ますかと、そういう体制なんかの情報共有、要援護者とされているのか。

その辺についてお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 1回目の答弁でお話しました要援護の関係もありますし、今実際に発生したときにどういう流れになるのかということを含めてのご質問かなというふうにするのですが、市街地については一応回り終わったのですが、防災関係の、ちょっと話は横行くのですが、概要版が出来上がったということで、地域に出向いて説明をさせていただき中で、こういったことも含めて自主防災組織をつくっていただきたいということをお願いして今歩いています。

村の中では今2カ所設置をいただいて、まさにご質問のように、こういう方が地域にいて、その方をどういうふうに、第1次の避難等どういうふうにするのかということも検討いただきたいということも含めてお願いをして歩いています。

そういったことで情報の共有の話ありましたから、そういうところが全村で出来上がれば非常に村の中に全部あるということは、第1次のそういった発生時にそれぞれ地域でお手伝いをいただいて、まずは避難をしていけるような体制が望ましいなど、こういうふうには思っています。

ただ、今言いましたように、まだ2カ所ですから、実際の訓練も2回行いましたけども、場合によってはそういう方の、負傷者の訓練はやったのですが、高齢者が住宅にいる場合の訓練や何か、そういった自主防災組織がどんどん出来上がった段階では、実際に訓練の中に組み込んで、こういうふうになるのだということも実践しないとなかなか、机上だけではうまくいかないという、こういう認識もしておりますので。

この後、年明けにまた1月末から2月にかけては、農村部の方でそういった自主防災組織のお願いもしていきますので、そういったことが村の中で出来上がれば、今おっしゃったようなことでの心配を少しずつ減らしていきたいと。

常にそういった動きについては共有をしながら、一体的なことでそういった災害時に対応したいと、こういうふうには思っています。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） まだ取組み検討の段階ということなのですが、前向きに現在進められているということなので、ぜひ、そちらの方向に向かって進んでいただきたいと思いますと同時に、やはり災害に関してはいつ起きるかもわかりませんので、やっぱり早急な対応も必要だと思いますので、そういった点でも、自主防災組織なんかに関しても、村も今ま

で以上に積極的にかかわって、立ち上げにぜひ貢献していただきたいと思います。

そういう中で、早急という点では、要援護者登録名簿も作成中ということなのですが、この辺に関して、スケジュール的にいついつまでにはつくる予定だというのは、現段階では決まっているのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 改正災害支援法の中におきましては、平成26年度中に名簿をつくるのが望ましいという形になってございました。

ただ、その名簿というのは個人情報そのものでございますので、今までそれを勝手につくってはいけないということもまた縛られておりました。

ただ今回、法が改正されましたので、改正災害対策法の中で、村の方でまず1回つくっていいという形になりました。

ですので、村の方で一度そういうリストを今つくる段階をやっております。

そのつくったとき、今度さらにその後、個別の支援カードをつくらなければいけないのですが、その段階になりましたら、訪問させていただいたり何なりして、具体的な援助方法や何かを協議して災害カードを作成していきたいなと思っております。

これまでは、何もなしにどうですかとお邪魔したときには、何で俺のところになんか来たのかと言われかねない状況だったものですから、なかなか進みませんでした。

ただ、今回こういう形、1回国の方において、村がつくってもいいよと。それに基づいて、お邪魔しているのですということができましたので、かなりのスピードでできるのではないかなと思っておりますので、26年度中には、まず全体のリスト。

それから、27年度になりまして、個別に訪問させていただいて援護カードをつくっていきなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） ぜひ早急に取り組んでいつて完成させていただきたいなと思います。

最後に要望にもなるのですが、国の災害救助法に関しては、福祉関係者が実際そういう要援護者の援護に当たった際の費用弁償が補償されていなかったり、そういう体制の強化はしなさいと国は言っているのですが、地方自治体にはなかなか予算配分なんかも不十分な状況に置かれているようです。

その辺に関して、村としてもぜひ国に対してそういうところをきちっとまずは体制づくりをしてほしいという要望もぜひ行っていただきたい。

その最後をお願いをして質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） ご意見として頂戴しておきたいなと思います。

それでは、これで2番佐藤議員の一般質問を終わりたいと思います。

次に、5番黒田議員、お願いをいたします。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、事前に通告してありますピロリ菌検査助成制度の創設と推進について、質問させていただきます。

近年、胃がんになる原因の一つにピロリ菌の感染が挙げられております。

ピロリ菌の感染率は衛生環境と相関し、特に50歳代以上の人は、70パーセントから80パーセント、ピロリ菌に感染していると言われております。

感染者は、非感染者に比べて胃がんになる確率が圧倒的に高く、リスクを避けるためにも、除菌治療はためらわず行った方がよいとされております。

本村も胃がん撲滅に向けて、ピロリ菌検査を村診療所で行って全額助成する制度を新年度より創設して、積極的に推進すべきであります。

また、徹底した対策を取ることが胃がんだけでなく、他の病気の抑制にもなり、強いては村民の健康維持や医療費の抑制につながるものですが、次の事項も含めて村長の認識と見解を伺います。

一つ目、平成23年死亡中がんによる死亡率及び、がん死亡中胃がんによる死亡率。

二つ目、ピロリ菌検査助成の管内実施町村名及び内容。

三つ目、ピロリ菌検査及び除菌の必要性について。

○議長（高橋和雄君） 答弁、田村村長、お願いします。

○村長（田村光義君） ピロリ菌検査助成制度の創設と推進についてであります。1点目の平成23年に亡くなられた方は42名、そのうち、がんにより亡くなられた方は14名で、33パーセントを占めており、がんにより亡くなられた方のうち、胃がんで亡くなられた方は3名、21.4パーセントとなっております。

2点目の管内の実施状況ですが、管内2町で平成24年度から助成が行われており、A町では35歳以上の国民健康保険、後期高齢者保険対象者及び生活保護受給者を対象に、検査料2,500円のうち半額の1,250円を助成し、検査方法は血液検査となっております。

一方、B町では対象者を40歳以上とし、検査費用3,350円を全額助成し、検査方法は便検査となっております。

なお、検査機関はいずれも町内の医療機関に限定しております。

3点目については、ピロリ菌感染は慢性胃炎、胃潰瘍や十二指腸潰瘍のみならず、胃がん等の発生に大きくかかわっていることが報告されています。

特に慢性胃炎のため、胃痛、胃もたれ、不快感等の症状が続く方、胃潰瘍や十二指腸潰瘍と診断された方は、治療や再発を予防するためにピロリ菌の除菌が望ましいとされています。

ピロリ菌除菌治療については、胃潰瘍と十二指腸潰瘍の治療及び慢性胃炎の治療の一環として、保険適用となっており、本人の希望で行う検査や除菌治療は保険適用外となっております。

このことから、医師による適切な判断の基、検査や除菌治療が行われるべきものと認識していますので、助成制度の創設については考えておりません。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、再質問していきます。

全く消極的というか、理解されていないという気がいたします。

23年中ですけれども、胃がんで亡くなられた方は3名。

さらには、早期がんということで、胃がんによる治療ですか。手術した人や何かにおいてもかなりの人がいるのではないのかなというふうに思っているわけです。

それで、ちょっと答弁を見ますと、本人で行う検査や除菌治療は保険適用外と、こういうことですね。

そういうことだから、医師による適切な判断のもと、検査が行われるべきものと認識をしていると、こういうことなのですけれども、医師でないと検査ができないということを捉えているようですけれども、私は、通称、具合悪くなって医者に行くと、ちょっといろんな今言ったような胃炎だとか胃潰瘍にかかっているからということの治療というのはごく

当たり前のことですよ。

私が言っているのは、予防的にこういう検査をやって、ピロリ菌に感染している人はがんにかかるので、予防として積極的にこの検査をして、ある人はそれぞれ自分で除菌なら除菌をするようなことで、私は推進すべきだよということで、ほかの町村はどうなのかということも含めて、全体的に聞いていることなのです。

ですから、私はそういうことを言っているのですが、答弁としては全くそのことは考えていないと。

胃で調子が悪くなったら病院へ行って、先生とやることであって、それぞれ検査については自分で考えることだということなのです。

ですから、冒頭に私は消極的だし全く理解されていないということによって言っていることですが、それでも、それで、せっかくの機会でありますので、村民に理解していただくということで、ここで担当課長等からピロリ菌の検査方法、あるいはまた、ピロリ菌の除菌方法、自費による除菌費用等について、わかりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、ピロリ菌の検査方法、それと費用について、まずお話をさせていただきます。

まず、ピロリ菌の検査の方法については、ピロリ菌といいますのは、胃の中の後半のところ、腸につながるころの部分の幽門というところにピロリ菌が発生する形になってございまして、それを見つけるためには、一般的なのが、まず呼気検査といまして、息でもってまずいるかないかという確認をするもの。

それから、血液の中にピロリ菌がいるということで、抗体が人間、ピロリ菌がいると抗体が発生しますので、その抗体を確認するのが血液検査、あと尿検査、そういうものがございまして。

それと、あと便の中で確認できるということもありますので、便中抗体検査というものもございまして。

そして、あと一般的なのは、内視鏡を入れて胃の粘膜の部分を取って、そこで調べるという方法がございまして。

これらの費用ですが、いろいろございまして、一般的に、尿素の呼気検査でいくと3,000円程度、血中、尿中抗体検査ですと2,500円程度、便中抗体ですと3,300円程度でないだろうかという、その辺で上下してございまして。

一般的に除菌の方法ですけれども、除菌につきましては、薬を飲むような形になります。1週間お薬を飲むということで、薬が3錠ございまして、一つが胃炎を抑える薬。そして、二つは抗生物質という形でございまして。

これらを1週間検査して、その後、また同じように、呼気なり血中検査を行って、生存しているかどうかということの検査が行われる形になります。

一般的に、保険適用外で全部のその部分を行おうとすると、2万円から2万4,000円の中で検査、除菌、最後の確認というところまでいくのではないかなと言われております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 今、検査方法、あるいはまた除菌方法について、概略ですけれども説明がありました。

皆さんも、皆さんというか村民の方もみんな聞いているわけですが、そんなことで手軽に検査、あるいはまた除菌ができるということなのですね。

その検査をやってない人は何も除菌する必要はないのですが、ある人については除菌することによってほとんどの方が、絶対ではないですけども、がんになりづらいとか、そういう状況だから、何か胃炎を起こして先生のところに行ってから云々ということではなくて、私は予防としてそういうものを検査して、ある人については除菌をすべきでないのかということを行っているのです。

それで、村もそういうことも含めて、村健康増進計画ってつくっていますよね。

その中では、がんを高める要因ということで、ピロリ菌だけではないのです。

そのほかにウイルスだとか、いろんな食べ物だとか云々で生活習慣であるこれらの生活習慣を改善することががん発生予防になるのだと。

そのことが循環器の疾患や糖尿病の予防につながるの、徹底した対策を取ることが必要だということが言われているのですね。

そのことが私は村民の健康維持や医療費の結果的には抑制につながるのではないかと、ということで検査を、それは費用は多少なのですけども、私が全額と言っているのは、それを契機に住民の意識を高めて、そのことで多くの人が検査に臨んでもらって、早く見つけて、ある人は除菌をすべきでないのかということを行っているのですが、そういった予防のことで、村健康増進計画の基本的ながんのことで言っているわけですが、その辺のかかわり合いについてはどういうふうに村として理解されているのか。

その辺を答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 健康増進計画の中で謳ってございますのは、がんになるためには、がんになりやすい方というのはいろいろ食生活が乱れたり、生活が乱れたりしている方たち。その方たちが、例えば、胃の調子が悪くなって、だけれどもお酒はいっぱい飲みますよ、たばこは吸いますよ。そういう方たちに対してはたばこは控えましょう、お酒も控えましょうというような形で、生活を見直しましょうという形で訴えさせていただいているところでございます。

ピロリ菌の除菌のことにしましては、がんになられる恐れがある方に対してのこのピロリ菌というのは、間違いなく今研究されてございますので、それは当然でございますが、ただ、その前段に、ピロリ菌というのは直接がんにするわけではなくて、その前の胃潰瘍、十二指腸潰瘍にするがためのピロリ菌という形になり、その十二指腸潰瘍なり胃潰瘍になられた方が、そういうお酒なり、たばこなりという発がん性物質を含んだ形でがんが発生していくというそういう形になっていきますので、その前段のところの、お酒なりたばこなり生活習慣なりを変えていくと、がんになる発生は非常に下がるのではないかなという形で、健康増進計画の中では謳わせていただいております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 今の説明はちょっと理解できないのですが、胃炎だとか胃潰瘍になった人を云々ということですが、私がさっきから言うように、ピロリ菌というのはそういうことにかかりやすいので、そういう持っているか持っていないかの検査を村の方で喚起をするために、全額村の方で助成をする制度を創設をして、ピロリ菌を持っている人については除菌をすることによって、そういう胃炎だとか胃潰瘍にかかりづらいので、その予防を徹底していくべきだということを行っているのです。

そんなことで他町村はどうですかと聞いているわけですが、それでは聞きたいのですが、管内でA町、B町、名前は出ていませんけども、何のためにこれ、管内の町村としてここまで取組んでおられるというふうに理解されているのでしょうか。

答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 管内の保健行政を行う方、それぞれの判断がございまして、一概には言えませんけれども、私どもは私どもなりの考え方でございまして、これは他町村の考え方で、それは私どもで言えることではないと思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 非常に残念ですよね。

ですから、他町2町村でやっていることは、胃炎だとか胃がんにかかる前に、全額住民にPRかたがた撲滅を期すために検査をやっていただいて、ピロリ菌のある人については積極的に除菌をしてもらうようにということで、皆さん方もわかると思うのです。

だからそういった先進的に取組んでいる町村があるわけですから、本村についても胃炎にかかった人がピロリ菌あるから、先生に言われたらそこですればいいのではないのかと。

うち独自ではそんな検査に対していちいち普及したり云々ということは考えていないよという、簡単に言うとそういうことなのですかね。

私は、ちょっとしつこいようですが、それらにかかる前に、かかる要因としてあるそのピロリ菌があるのかなのか。ある人については積極的に除菌するように検査に対して村が積極的に助成制度を創設して勧めるべきだと。簡単に言うとそういうことなのですが、村長その辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 考え方を一つも否定しているつもりはありませんし、今言われていることも情報として深くは、医学的にはちょっとそこまではわかりませんが。

ただ、言いましたように、その手のものはたくさんあります。

例えば、ワクチンも含めて、あるいはがんの検診も、それぞれ私たちが一つひとつのことを理論立ててやるというのではなくて、国からやっぱり健康増進の指針だとか、うちのやってきた経過を見ますと、指針あるいはそういったやるべき、例えばインフルエンザが流行るということで、そういった国において一定のものが出されたものをどう取組むかということでやってきておりますので、今回これが出た、次あれが出たという、それは全部がやればいいのですけども、そういった、ちょっと例を出して悪いですけども、ある程度国の信用して推進をしていただけども障害が出ている出ていないというようなこんなことも含めると、やはり一定程度そういった国の機関で推進をされたものを選択すべきというのが基本的な考え方です。

ピロリ菌についても、今現在はそういうことで位置付けについては一部そういうことで言われているだけで、全体としてまだそういう熟度といいましょうか、結果になっていない。

他方の除菌することによっての違った意見もあるやにも聞いておりますので、そういったことは慎重にやりたいというのが、今考え方でございまして、黒田議員おっしゃっていることが否定しているということではありません。

今取り立て、それを健康増進のためにやるべきという判断には現在立っていないと、こういうふうに理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 私が言うのは消極的でなくて積極的にということですよ。

今村長の考え方を聞いていると、国が定めた、国に基づいてこうだから、そういうものはやるよというふうに聞いているのですが、それを積極的にやっている町村として、2町で具体的にこれやっているわけですよ。

だから私は、国の基準、村長が言うように基準の決めがあるから本村もやるのだなんていう、それはごく当たり前のことではなくて、他町村でもやっていない先進的にやっている町村の実例を踏まえて、結果としては村民の健康維持ということを私は考えて、結果的には医療費の抑制にもなるわけですけども、そのことで強く言っているのですがね。

それで、国としても2011年にピロリ菌が胃がんの発生因子であるというふうにきちんと認めております。

さらに、95パーセントがピロリ菌に感染している人が胃がんになっているということも実情としてあるのです。

それで、今の本村の制度としても、がん検診あたりは節目健診ということで40歳から5歳刻みでやっていますよね。

私は、がん検診ということですと早期発見、治療という考え方の2次予防なのですが、このピロリ菌というのは、先ほど来言っているように、発生原因を除去する。いわゆるそれらにかかる前に予防として1次予防をやるべきだということなのです。

だから、ここら辺を感ずると、多額の費用が掛からないわけですけども、ぜひ村民の喚起を得るために、助成制度の創設をして、私は他の2町と同じように取組むべきだと思いますし、このことは各町村徐々にとられるというふうに私は理解するのですが、それらの検討というのかな、検討についても全く考えがないという、こんなことでよろしいのでしょうか。

村長にお伺いをいたします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） そういう他の町村の判断まで私が聞いているものではありませんので。

それが増えて減ってという想定でお答えすべきではないと思いますが、現段階のこのピロリ菌での除去について今ご返答しているわけで、これが、先ほど言いましたようにいろんなこと含めて、状況が変われば検討に値すると思いますが、ただ、他の町村が何ぼになったからやるとかやらないとかという判断ではない。うちのりのそういった今までにやってきていることも考えながら、説明のできるやり方でやっていきたいと。

すべてができればいいのですけども、なかなかそういうことにはなっていないという、こういうことも、それは他の町村の選択として重点を置かれたのだろうということはわかりますけども、それが幾つになったからやるとかというものではないなというふうに、今現段階では考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 先進市町村ということで2町があるということで調べていただいたのですが、私の考えが少しでも理解されれば、もっと2町の具体的な内容について、結果としてどうなのかも含めて調査をする中で、これはいいものだなということになれば、やっぱり取り入れていくことが、村の、村民の健康づくりというのかな、健康維持に私はつながるというふうに思うのですが。

今の村長の答弁として、他町は他町でやっていることだから、全然調査する気ないという、あっさりした考え方なのですけどもね。私はちょっと疑義を感ずるのですけども。

先ほど言ったがん検診、40歳から5歳刻みにやっているということなのですけども、あまりこんな予防的なことはやっていませんよということなのだけど、これらを同じような考え方に立つというふうに思うのですが、その辺のいわゆる予防というのかな、その辺の関係というのはどういうふうに整理したらよろしいのでしょうかね。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 今言われているのは、大腸がん検診の方なり、乳がんの方なり、年齢刻んで健診をとという形になってございます。

それは国の指針に基づいて行っているところでございますので、今までと何もルールは変えているところではございません。

それと、ピロリ菌の関係のところですけども、ピロリ菌除菌というのがすべて100が良いということにはまだ完全に証明されてございません。

ピロリ菌というのは、先ほど黒田議員おっしゃっておりますように、50歳代以上の人の70パーセントから80パーセントということになりますので、ここにおられる方のほとんどが保菌しているということになります。

ということは、ここにおられる方、健康な方が菌を持っているということになります。

健康な方から除菌をするということは、今現在健康なのに、何か胃の中の菌を抗生物質を使ってなくすということが、これが本当にいいのかというところ。現状を変えるという形になります。

そうすると、このピロリ菌をやることについての副作用というのが、今研究されてございまして、その際、必ず副作用というのが起きて、下痢なり、口内炎、味覚障害、発熱、そして逆流性食道炎や何かにも、副作用としてなり得ると。

そして、逆流性食道炎から発展して、食道がんの方というそういう副作用も懸念が指摘されているところでもございますので、健康な方はいかにこの制度でピロリ菌を除去するのが本当に健康を維持するのかというのは、非常に難しいところもあるのではないかなと思っております。

ただ、胃潰瘍や十二指腸潰瘍などにそういう病気を持っている方に対しては、リスクを背負ってもピロリ菌を除菌してやるべきだという、それは医師の判断のもとで行われることですので、何でもピロリ菌があるからすべてを殺さなければいけないというのは、ちょっと議論は飛躍しすぎているのではないかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 担当課長、ちょっと言っていますけども、それら具体的にどこの文献でそれが証明されているのでしょうか、今の言うことは。

健康な人がピロリ菌をやると悪い方向に行くよということを言っているわけですね。

それは具体的にどこの機関で、何の文献でどう言われているのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 一般的に、ピロリ菌除菌を推進しているのはピロリ菌学会で今行われております。

ピロリ菌学会に入られていない方たちの議論としての中に残っているのが、こういう懸念もありますよということでございます。

ですので、否定しているわけではございません。

ですから、ピロリ菌の除菌自体の有効性というのはほとんど確立されてございますので、その辺のところは何ら問題ないと思います。

ただ、健康な人に対して除菌するのは、まだそこまでは確立されていないということでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） そのことがどこの段階でどう具体的に言われているのですか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 一般的にピロリ菌学会に賛成されているお医者さん方はいらっしゃるんですけども、そうでない方も中にはいらっしゃいますので、そういうところでの議論はされているということでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） どうもマイナス傾向の答弁というのかな。

検査することが悪い方向に行くよなんていう答弁が多いのですが、私はぜひ、ピロリ菌をやるべきだと、こう言っているのですけども。

私の根拠としては、日本ヘリコバクター学会あるのですね。そのガイドラインでは、予防のために、ピロリ菌検査を実施をして、ピロリ菌のある患者についてはすべて除菌療法を受けることが強く勧められているよということで、これ文献に出ているのです。

ですから、今、岡田課長言うのはどこのこと言われているのですかということでもちょっと聞いたのですけども。

だから、どうなのですかね。

これ本当に健康な人の除菌がだめだということになれば、十勝の2町村でも非常に問題になってくるのではないのでしょうか。

私はそういう報道を聞いたことありませんし、私はぜひピロリ菌というのは胃がんを起す一つの発生の要因なので、ぜひその胃炎とか何とかかかる前に、ピロリ菌があるのかどうかという検査を実施をして、ある人については除菌を勧めると。このことが胃炎、胃潰瘍あるいは胃がんになりづらいと。このことをはっきり文献とか報道等、新聞でも言われているのですね。

だから、今の議論ですよと、健康の人は受けるとだめだとかこうだとかって何かマイナス発言が非常に多いのですけども、ぜひ、そこら辺についてはもっと深く勉強というのかな、理解をされていないのではないかなというふうに思うので。

もっと内部的に議論を積み重ねて、他の2町については関係ないような話していますけども、ぜひそこら辺もかわり合い持って、良いところ、悪いところあると思うのです。

その辺の研究してもらえませんかね。

伺います。

○議長（高橋和雄君） これは今までお話しているのは、黒田議員の考え方であって意見であると思いますので、それに対する答弁ということでありましたら出していただきたいなと思います。

田村村長。

○村長（田村光義君） 先ほどもお断りしました。

医学的な論議をここで、たまたま課長は他の情報としてそういうのもありますよということで、それがどこのあれで良いから悪いから、ではやるかやらないかという論議をしていないということをまずお断りもしたいと思いますし、他の町村は町村でそういうことも、

多分論議されてというふうに思いますけども、それで先ほどに戻りますけど、そういったことを踏まえて、いわゆる指針なるものが、そういったこちらがいいと言えば悪いという、どうしてもいろんなことが出て、それが整理されてある程度大きくくりで指針というようなものが出されるのだろうということを思っています。

この場で、今医学的なやり取りが勝った負けたでやるやらないというそういうものではないというふうに思いますので。

他の町村は町村のそのいろんな情報の中での判断ということありますので、そのことを聞いて情報というか、知識がないまま判断するものでもないと思いますので、しばらく推移を見たいというのが本音でございますし、どちらが言っているのが正しい面と駄目な面と、こういうものを町村でなかなか判断つくということにはならないと、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 同じような繰り返しになっているのですが、ここで医学のことをお互い知らない者とわからない者で言っても最後まで結論は出ないと思いますが、私は文献だとか新聞、あるいはテレビ報道等を参照する中で私は言っていることから。

私の言っていることが逆に健康な人はピロリ菌やることがおかしいよということなものですから、それで根拠がどうなのですかということ聞いたことなのです。

そんなことで、ぜひ、今後もこのピロリ菌の検査ということで、かなりの部分が話題になってくると思うのです。

そのことを含めて、他町は他町だからということでは言っているようではございますけども、私はぜひ他町の状況も踏まえて、良いところについては本村も取り入れる中で、やれることは積極的に住民の健康維持のためにやっていくべきでないのかなというふうに私は考えますので、今後ともその辺の検討をお願いをして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 今の黒田議員の意見として処理させていただきたいなというふうに思います。

これで5番黒田議員の一般質問を終わりたいと思います。

少し長い審議になりましたが、25分まで休憩をしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（高橋和雄君） それでは、皆さんお揃いでありますので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

一般質問を続けさせていただきます。

6番男澤議員、お願いをいたします。

○6番（男澤秋子君） それでは、一般質問させていただきます。

コミュニティバス運行体制づくりについて、ご質問いたします。

高齢化の進行などにより、高齢者が買い物や医療機関、その他社会参加のための手段として交通支援の必要性が高まってきていると思います。

村では、住民ニーズを把握するためアンケート調査や市街地域に巡回バスの試験運行を、

10月20日から11月22日の約1カ月間実施して実証調査を行い、今後の本格運行に向けて検討が行われたことと思います。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

一つ、全戸による公共交通アンケート調査結果と分析について。

2、試験運行巡回バスの実証調査結果の課題及び住民の要望・意見について。

3、本格的運行のスケジュールについて。

以上、お伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 答弁、田村村長、お願いします。

○村長（田村光義君） コミュニティバス運行体制づくりについてであります。今後一層進展が予想される高齢化社会に向けて、買い物や通院をはじめとする住民生活の足を確保しようと地域公共交通会議において検討を行い、広尾線乗り合いバスの乗降調査、住民ニーズを把握するアンケート調査、実証運行調査を行ってまいりました。

1点目の公共交通アンケート調査結果と分析についてですが、9月から10月にかけて、調査対象を15歳以上として、村内1,650世帯にアンケートを郵送しました。

調査項目は、普段の買い物・通院などの交通手段、現在のバス交通の満足度、今後のバスの必要性などについて、調査を行っております。

調査結果は618通の返送があり、回収率は37.5パーセントと高く、公共交通に対する関心の高さがうかがわれました。

主な分析結果ですが、現在、運転免許・自動車保有状況は、約8割が保有し、そのうち約半数の5割の方が65歳から80歳までに運転をやめると回答し、今後のバスの必要性は約8割が必要であると回答しています。

また、現在のバス交通に対する満足度は普通の回答割合が高く、今後バスを利用したいと思う主な理由は、自宅近くで乗れるバス、買い物や病院に行けるバスの割合が高く、このような声を反映した場合には、約3割の方で外出が増えると答えております。

2点目の試験運行巡回バスの実証調査結果の課題及び住民の要望・意見についてですが、10月20日から11月22日まで、日曜日を除く、週6日間1台のバスで1日6便の実証運行を行うとともに、利用者からバス利用の目的など実態を把握するためアンケート調査を行っております。

延べ30日間の利用者は410人で、継続的に利用する人が多く、その目的は買い物で、導入前の移動手段は徒歩・自転車での移動が多く、今後のコミュニティバスの利用意向では9割を超える方が再度利用したいと答えています。

要望・意見については、時刻表・路線が複雑で理解することが難しい、乗りなれていないなどの問題点が提起されております。

3点目の本格的運行のスケジュールについてですが、今回の実証運行において利用者が少なかった便やバス停の位置など、利用実態を考慮した運行形態に改め、また、潜在的利用希望者がまだ多くいる可能性もあることから、再度、冬期間である2月から3月にかけて無料の実証運行を行い、コミュニティバス運行の課題、ニーズの分析、利用のPRなど、利用促進対策を講じながら、交通サービスの方向性を見出してまいりたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、再質問させていただきます。

1点目のニーズのアンケート調査については、皆さんのお家に、ここにいられる方全員

にも行ったかと思えます。

その結果の報告をいただいたわけですがけれども、私もその結果の内容のところ、必要性について8割が必要であるというように答えていますけれども、そのうちの中の私は1人でありまして、やはり必要性が高いなということがこの結果からもおわかりいただけたかと思えますし、また、このことについては、皆さんが、住民がこのことに参加していただいたので、この報告や内容については、広報なり何なりで皆さんに伝えていただければなというように思っております。

このことについては、皆さんにわかっただけならば、今後の利用したいという人がこれだけいるということもおわかりいただけたと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に2点目の課題及び要望意見なのですけれども、ここにあるように、時刻表や路線が複雑でわかりにくかったということについても、このことについては私も実際、当初この試験運行し始めたとき、本当に利用者が少なくて、ちょっと私も疑問に思ったので実際に利用してみました。

そんな中で、その後も意見を聞いたりいろいろ私なりに調査した内容がありますので、参考にさせていただければというように思っていますので、何点かご報告させていただきます。

まず最初に、私が住んでいる近くには、お年寄りが住んでいる公営住宅がありますので、その人たちが全然利用していなかったのです、はじめ。

なぜ利用しないかなと思って、試験運行の車に私はまず乗ってみたのですが、やはり利用方法がどこに行くのか、よく時刻表の見方がやっぱりわからなかったのかなというように、ここの問題、調査の内容でも意見としてあったのですが、そのように感じましたので。

私は何人かの方にちょっとアドバイスをしましたら、その後、3名の方が3回利用してもらいましたし、そして、私が実際乗ったときには、あの病院の前で2人の方が乗ったのですが、その人の1人は、その方たちはあけぼの団地の方に行く人たちだったのですが、全然その便は2便だったのですが、2便の終わりで、もうそこには行かないということがはっきりあったのですが、そのことがちょっと理解できなくて、乗ろうとしたのですが、目的地には行けないということで、運転手さんが、これはもうここで終わりますから、乗ってもその近くは郵便局で終わりますよというようなことの内容を教えていたのですが、そのようにして時刻表がよく見ることが理解できていなかったのかなというように思いましたことと。

あともう一つは、利用が少なかったことの一つとしては、今まで買い物、病院、何らかの要件を足すには、それぞれが子どもさんたちがそのことを助けてくれる。または、夢というろを利用して、それでそのことを済ませているというようなことで、もうその人たちは自分が行動するための手段を確立していたので、はじめのうちはあまり必要性を感じていなかったのかなということが伺えました。

それとあと、利用した中で意見としてあったのは、バスを乗るときのステップ台が高くて乗りづらいということがありましたし、もう1人の方は、たまたまずっと巡回する中で、局の前で止まるという停留所があったのですが、そこで止まって降りるのですが、用を足すには10分か15分で済むので、あそこで降ろされたら次に来るのは1時間後だ。それまでは待てないと。

結果的には歩いて帰るなり、不便であるということも一つ言われましたので、そういっ

たことの意味がそのほかにあったのかどうかということもちょっと再度お聞きしたいのですけども、どうでしょう。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 9月から10月にかけて実証運行を行いまして、その後、住民が入った分科会、地域公共交通会議などを開催して、結果について検討してまいりました。

前段の、まず1回目の実証運行についての状況ですけども、それにつきましては、今後2月から3月にかけて、また2回目の実証運行を行いますので、住民周知するときに、1回目の実証運行はこのようなものだったという形で、その報告はしたいと思っております。

そして、実証運行におけるその他の意見等なのですけども、実証運行につきましては、既存のバスを、道営バスを活用しておりますので、低床ステップバスとかそういうバスは使えなくて、そういう面は確かに、高さですか、乗り降りに対してちょっと不便があるという声はございました。

そのほかは、先ほど答弁にあったような意見なのですけども、やはり多かったのが、時刻表がちょっと見づらい。自分の用事に合わせてどういうふうに行けばいいのかわからない。行き先がちょっとわからない。やはりそのような声が一番多かったです。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 私がちょっと皆さんに聞いた内容と、村で把握している部分は同じかなというように受け止めましたけれども。

そういう期間、試験運行していた間に、北大生によるコミュニティカフェですね。それが実施されていて、その北大生が住民の人たちと意見を交わしていたと思うのですよね。

その中で、その北大生の意見などが村の方に伝わっているのかどうか。その中で出た意見などがありましたらお答えください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 地域公共交通会議の中の委員の北大の教授が入っております。

その教授の実証実験の関係で、学生を使ったコミュニティカフェを、短期間ですけども行いました。

これは地域の公共交通と街中の賑わいづくり、その相互関係を調べるための実証実験なのですけども、当然コミュニティバスの実証運行、私どもやっておりますので、そのPR等も兼ねて、学生さんたちに協力していただきました。

やはり、この学生からの意見、私ども、学生が来ている間、やり取りはしております、コミュニティカフェに来る方に対して、バスの乗り方についてわからないという、やはりそのような声がありまして、その学生の時刻表を見ながら、こういう形で行けばいいですよという形で教えていただきました。

その結果、後半ですか、1回目の実証運行の後半は利用者が伸びたという実績もつながっております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） わかりました。

そういうことで、学生さんに訴えたことの内容も、コミュニティの中ではあったということがわかりました。

それで、私もこの皆さんのそういった意見などを踏まえて、ちょっと私として考えた案

というか、そういうことでちょっと思うことがありますので、参考にしていただければと思います。

先ほどのニーズの調査の中で、自宅近くに来れるバスがある方がいいということで、やはりまだまだ広い範囲でニーズがあるのではないかと思います。

私は西1条の中心の方にいますので、その西1条でも北側の方の人たちは、北6丁目ぐらいの人たちは、もう少しうちのところにも通ってほしいなというようなこともありましたので、そういうようなことをして広範囲で近くに来てほしいということのニーズに応えるためには難しいなというように私自身も判断はしておりますけれども、今回のルートの見直しも計画のうちにあるかと思うのですが、6便運行いたしましたよね、今回。

その中で、もっとも多く利用されたのは2便と3便という結果があったかと思うのですが、その便数について、もう少し少なくして、そして、広範囲の路線をつくるということが一つはあっていいのかなと思います。

そして、広範囲の路線をつくることによって、前日その路線を走るのではなくて、月曜日はこの路線、火曜日はこの路線というように、路線違いで走るということで、細かく運行するというのも一つの方法ではないかと思いますが、そうすると、今度逆に複雑になるのでわかりにくいという問題があるので、そこら辺が私としてはもうすごく悩むところなのですが、その整理を、わかるように形でできれば、私としてはもう少し利用者も増えるし、ニーズにもお応えできるのではないかと思います。

それとあともう一つはやはり、コミュニティバスであるということが一目でわかるような、例えば、外見にピータンのマークを付けて走るとか、そういうようなことがあるといいと思います。

他町村でもこのコミュニティバスはいろいろと実証運行して、もうやっておりますので、例えば、足寄でしたら、アッシー君というような名前がバスが走っておりますので、中札内も、今後においては、そのようにしてネーミングの付いたバスなどがあるといいと思いますし、乗りやすさについても、台を備えておくとか、そういうようなことがあるといいと思います。

それともう一つ、これはご要望ではなかったのですが、実際に私自身がよく見かける光景なのですが、お年寄りの方がシルバーカーでちょっとおわかりかと思うのですが、お年寄りの方で足がちょっと不自由な方は、ベビーカーのような、あれを押して買い物に行ったときの買い物の荷物をそれに乗せたり、また、移動中に疲れたら、そこに座って休憩をしながら次の移動地に行くというようなシルバーカーなのですが、それを一緒に乗せて移動できるような方法があればいいなというように思っております。

この調査の内容でも、乗る前、運行バスに乗る前のそこまで来る手段としては、歩くがもっとも多かったのですよね、私の調査の結果を見させていただいたら。歩いてバスに乗って歩いて帰るということなのですが、荷物を持ったとき、歩いて自分のうちへ帰るということが負担になると、やっぱりそのようなシルバーカーがあれば、それと一緒に乗って、買い物したときには自分のうちへ帰るというようなことがいいのではないかなというように思っておりますので、このことについても、これからの公共交通会議などに参考にしていただければなというように思っております。

このことについて、何かご意見があったらお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 私の方から説明いたします。

まず、便数についてなのですけども、9月10月の実証運行につきましては、1台で回れる形で6便行いました。

分科会、公共交通会議の中でも、1日6便では多いのではないかと。確かに2便3便は多いですけども、その後、4便、5便、午後からの便ですね。乗車する方が少ないので必要ないのではないかという意見がございまして、冬期間、2月3月に行う場合は、ちょっとそこら辺を減便する考えで今のところ입니다。

それと、路線の関係なのですけども、路線の関係につきましては、やはり効率的、合理的な経路を取らなければならないと思いますし、曜日ごとに変えてしまうと、返って複雑な面があるかなと私自体判断しております。

そういう便を変えるという意見はなかったのですけども、一応、そのような意見もあるということで、私の方で押さえておきます。

ただ、複雑になるような形であれば、ちょっと好ましくないのかなと思っております。

あと、コミュニティバスの外観ですね。わかりやすいバスが乗りやすいのではないかという形なのですけども、ほかの町につきましては、実証運行を終え、バスを購入して本格実施が始まっていますので、その場合には、やはり町独自のわかりやすい色、わかりやすい名称、親しみやすい形というふうに取り組んでいることだと思ひます。

今、村は実証運行という形で、本格実施になっておりませんので、上札内中札内間の乗り合いバスを活用してやっております。

あのバスも、当初、最初のうちはもうちょっと見づらひ感じの提案だったのでですけども、なるべく乗車する方にわかりやすいようにという形で、黄色いラインを入れたり、わかりやすい形を取っております。

さらに工夫できるのであれば、2月3月の実証運行にはもう少し工夫してできるのであれば、工夫したいと思ひております。

もう1点、シルバーカーの関係なのですけども、実証運行につきましてはドライバー1人の方でやっていますので、その方が手助けしなければならぬことはちょっと難しいのかなと思ひます。

まして、今ドア・トゥ・ドアの形で、自宅まで設けて乗車乗降させておりませんので、冬期間自体シルバーカーを押している方がちょっと少ないのかなと思ひますので、今のところ、私どもの実証運行については、自宅ではなくてバス停、もしくはその途中という形で考えておりますので、今出た意見についても、分科会、地域公共交通会議等ありますので、その辺の意見も聞くことは問題ないと思ひますので。

そのようなご理解でお願いしたいと思ひます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） そのことについては改良の余地があればやっていただければなというように思ひております。

けれども、私が実際に乗ったときに、たまたま運転手さんが女の運転手さんでしたし、気楽にいろいろなことお話ししながら乗せていただいたのですが、このことについて、私もこのシルバーカーと一緒に乗せることは可能でしょうかということをお聞いたのですよ。

そうすると、そのときの運転手さんは、今のバスであれば広いし大きいから、可能性としては考えられるけども、たまたまシルバーカーについても、今はコンパクトに折りたたみができたり、というようなことの改良がされていて、そういうような携帯のものもあるのですけれども、大きいとなるとちょっとそれは無理かなというようなお話もしてござい

したので、今後のこのような課題についても、その会議の中で検討させていただければありがたいと思います。

それで次に、3番目の今後の本格的スケジュールについてですけれども、2月から3月にかけて、今まで課題となっていた分についてを整理しながら運行するというような回答でしたけれども、たまたま新聞報道でこのことが報道されました。

その中で、改良する点として、パンフレットの配布の改善ですね。

それとあと、乗車ツアーの開催、また、三つ目としては、個人に合わせた時刻表などというようなことが新聞報道されましたけども、このことについて、この3点について、どのような改善をして次の2回目の試験運転を行おうというように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず、2回目の実証運行に向けての改良点ですけども、パンフレットにつきましては、1回目につきましては1枚のパンフレットで北回り、南回り、そして回り方等が1枚に全部載っていました。

それを2枚に、北回りでしたら北回り、南回りだったら南回り、そのような形で、実際に自分が住んでいるところの人にとって、どっちを利用したら乗れるのか。わかりやすいような形で、まずパンフレットを2枚にしようと考えております。

続きまして、個人に合わせた時刻表なんですけども、これは1回目と同じように、あなたは行き先について何時に乗ればこう行きますよと。ぐるっとわかるような形で書けると、そのほかに、1回目も行ったのですけども、それぞれ団体等に出向いて説明しています。

1回目については、興農会、寿会、この団体に説明しに行っていますので、さらにこの団体のほかに、私どもが出向いて説明できる場所があれば、出向いて説明していきたいと思っております。

あと、ツアーにつきましては広く声を掛けまして、こういうふうにやりますので、どちらでお待ちくださいという形で行っていきたくて考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） そうですね。

その改善点を実証していただければ、より利用者も増えるのではないかと思いますし、実際に、皆さんに聞いたところによると、夏場は自転車なり、自分で歩く、健康のために歩いて出掛けるということが多くあったので利用しなかったのですけれども、冬場はやはり歩くことに対しても不安があるし、自転車も乗れないということで、ぜひ、冬場は特に早めに実施してほしいというご要望がありました。

それは、たまたま2月から3月にかけてということだったのですけれども、できれば、暮れからお正月にかけて出る機会が多いので、そういうことができればいいなということが私の耳に入っておりますけれども、まだ準備が十分整っていないということでは無理なことかもしれませんけれども、できるだけそういうような人のご要望に伝えていただければいいなというように思いますし、個人に合わせた時刻表などについては、やはりこれは本当に必要なというように思いました。

先ほど申しましたように、私の近くにいる高齢者の人たちで利用したいなと思っていても、なかなか踏み出せなかったという人にちょっと説明すると、3回乗ってくれたというようにことで、このことについては私は効果があるのではないかなというように思います

ので、ぜひそのことについては進めていただきたいなというように思っております。

それとあと、この市街バスについてはいろいろな課題を会議の中で検討しながら進めていって改善していただいで、最終的には皆さんのニーズに少しでも近づいた運行ができればなというように私自身も考えておりますけれども、この交通機関の需要は市街地区だけではなく、農村地区にもこのことは言えるし、農村の方でも1人暮らしで高齢化が進んだ方がやはり移動手段としていろいろ悩んでいる点があるのではないかと思いますので、そういったことの農村の人たちに対する今後の村としてどうやって対応していくのかということをお聞きいたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今回の地域公共交通会議におきましては、市街地だけではなくて、現行の福祉移送サービス、これら含めた村内全域の公共交通の在り方を考えなければならぬと思いますので、そちらも十分考えて進めてまいる予定でございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） そのことはわかるのですけれども、どういう考え方に、そのことも含めてこれから考えるのかもしれませんけれども、今、農村の方に走っているというか、ある程度この要望に応じているのは、福祉バスですとか、スクールバスにも乗ることができますし、あと、村が委託している先ほど言いましたように、NPO法人の夢というが、これは農村だけではなくて、全般的な高齢者または障害をお持ちの方もそうでしょうけれども、2日前に予約をして、そして移動地に連れて行ってもらうというようなシステムが村ではありますので、そういったことも含めてこれから検討がされるかと思っておりますけれども、そういうような農村地区に対しても、やはりこれからもやはりうちの近くに自由に来てほしいなということの要望があると思っておりますので、いろいろこういうような、今やっている事業も含めて、これからどこでそれを担うかというような棲み分けというのかな、そういうものもこれから検討していくのかなというように思っておりますけれども、そういう点ではどのように村としてはお考えになっているのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今おっしゃったような福祉関係についても、トータルこの公共交通会議の中で検討してまいりますので、さらに公共交通会議、分科会においてもその対象となるような方が委員に入って意見をいただいてきております。

上札内地域において乗り合いバスの現状がありますけれども、上札内地域の方も委員に入っているいろいろな形で意見をいただいてきておりますし、私ども、今後これを進めるに当たりまして、そのような方を出さないような形で、住民の足を守っていくという形のスタンスでございますので、その辺は十分住民の意見を聞いて進めていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） わかりました。

そういうような全般的な皆さんの、村民のニーズを把握しながら、これからも進めていくということではとても力強く、頼もしく思ったところであります。

それで、やはりこういったようなニーズに応えるということは、最終的には住んで良かったというまちにつながると思っておりますので、ぜひ、このことについては、ニーズにできるだけ近づいた形で今後運行していただきたいというような希望を持って、私の質問を終わります。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきたいというふうに思います。

これで6番男澤議員の一般質問を終わります。
一般質問が終わりました。
これで日程はすべて終了しました。
会議を閉じます。
平成26年12月中札内村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時57分